

## 一学期期末テスト 6月29日(水) 30日(木)

7月が間近に迫った6月29日と30日の2日間、期末テストが行われました。

1年生にとっては、中学校生活ではじめての定期テストになります。朝学活では、テストの受け方の指導が行われ、緊張して話を聞いている姿を見ることができました。

テストの結果はどうだったでしょうか？目標の点数がとれましたか？テスト期間はしっかり復習できましたか？

大切なことは、今回のテストで、自分がどこまで授業内容を理解しているか、自分のものになっているか、をつかむことです。そして、日頃の復習の仕方などを振り返り、今後の学習(夏休みも含めて)に活かしていきましょう。

普段の授業ではどの教科も「めあて」や「まとめ」「振り返り」をしていると思いますが、その内容を中心に復習をしていく習慣も身につけていきましょう。

## 梅雨明けとコロナ

先日25日(土)は非常に強い風雨で、由布市内では警報や避難勧告の出た地域もありましたが、被害のほうはなかったでしょうか？

早く梅雨明けしないかな、と思った途端に梅雨明けとなり、非常に天気の良い日が続いています(夕立はありましたが)。朝から気温がぐんぐんと上昇し、熱中症警戒レベルになっています。合わせて、大分県下の新型コロナウイルス感染症拡大状況がステージ2に下がりました。そこで、庄内中学校では、熱中症対策として次の呼びかけ(注意喚起)を行っていきます。

- ① 熱中症警戒レベルが高い日は、昼休みの外遊びを中止し、放送で呼びかけます。
- ② 外での活動はマスクを外すようにします。(ただし、2m間隔や無言を条件に)

まめに水分補給をすることも忘れないようにお願いします。

また、4月当初にお知らせしたように、ステージ2になりましたので、来週7月4日(月)より制服登校とします。もし、まだ夏服の準備ができていなければ土日を利用して準備しておいてください。



ランチルーム前の  
七夕飾り(1年生)

## 庄内中学校のいじめ対策と虐待対応

少し難しい話になります。新聞やTVのニュースを見ると、毎日のようにいじめや虐待による痛ましい事件が報道されています。学校でのいじめによって自殺に追い込まれた生徒、親や近親者から虐待を受けて死亡した幼い命…これらは決してあってはならないことです。誰もがいじめや虐待を受けず、人権を侵害されず、幸せに生きる権利を持っています。

庄内中学校では、いじめの未然防止・早期発見の取り組みを行うとともに、虐待発見の場合には緊急対応できる体制を整えています。

### 「庄内中学校 いじめ防止基本方針」

庄内中学校では「いじめ防止基本方針」を策定しており、毎年度更新を行っています。

「いじめ防止基本方針」は次のような内容になっています。

- |                 |                  |         |        |
|-----------------|------------------|---------|--------|
| ○ いじめの定義        | ○ いじめに対する基本的な考え方 | ○ 学校の役割 | ○ 年間計画 |
| ○ 未然防止・早期発見の手立て | ○ 具体的な対応の仕方      | など      |        |

すべてを紹介できませんが、簡易版をHPにアップしています。ご覧ください。

ここでは、「いじめの定義」「いじめに対する基本的な考え方」について紹介します。

裏面に続きます →

(1) いじめの定義 …【いじめ防止対策推進法 第二条】(平成 25 年法律第 71 号)より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめには様々な特質があるが、次のような基本的な認識を持たなければならない。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

庄内中学校では、これらの考え方を土台とするとともに、学期末ごとに「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期解決に努めています。

## 庄内中学校（由布市）における虐待対応

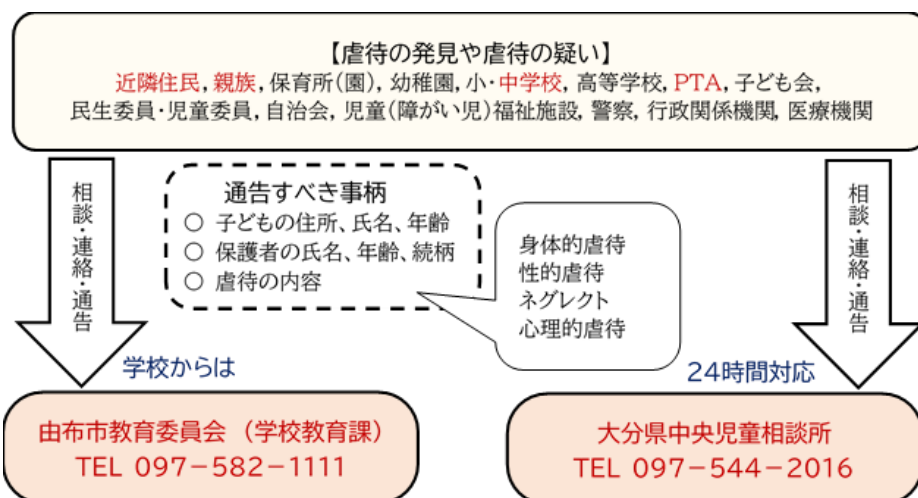
虐待については、学校に限らず、虐待の可能性も含めて認知した場合は、即座に(保護者への相談や確認をせずに)、市役所(子育て支援課や教育委員会)または児童相談所へ**連絡・通告する義務**があります。生命に危険がある場合は、医療機関や警察に連絡しても構いません。

あつてはいけないことですが、庄内中学校で認知した場合も、関係機関へ連絡・通告できる体制をとっています。

虐待は4種類あり、それぞれ定義されています。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気やケガになっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

### 【児童虐待発見時の連絡・通告の流れ(由布市)】



こういった体制をとっていかねばならないことに、何かさびしきを感じることも多くありますが、生徒一人ひとりが目標を持ち、人生を有意義に楽しく過ごしていくために、いじめの未然防止や早期発見・虐待対応に努めていきたいと考えています。学校にはこういった責務がある、ということのお知らせでした。